

鳥取市内高齢者福祉施設開設法人 様

鳥取市長 深澤 義彦
(公 印 省 略)

令和 8 年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用による
介護基盤等の整備要望について (照会)

平素より、本市の高齢者福祉施策の推進にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
標記について、国から協議実施に係る連絡がありました。

つきましては、本市における事業要望の集約を行いますので、事業実施を希望される場合は、一先ず電話等で長寿社会課に意思表示のうえ、下記の要領で要望書をご提出くださいますようお願いいたします。

なお、本要望に当たっては、国及び市の予算措置の状況により助成が受けられない場合があること及び原則令和 8 年度中 (令和 9 年 3 月 3 1 日まで) に完了するものであることをご承知おきください。

記

1 対象事業及び提出書類等

(1) 対象事業 (詳細は別添交付要綱及び実施要綱案参照)

※令和 6 年 4 月 1 日より義務化された業務継続計画 (BCP) 及び既に義務化されている非常災害対策計画の策定がない施設については補助対象外となります。

【スプリンクラー等整備事業】

次の施設のスプリンクラー設備等を整備する事業

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模ケアハウス、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス等	定額	スプリンクラー設備 (1,000 m ² 未満) 10,460 円/m ² (消火ポンプユニット設置 +2,630 千円/施設) 自動火災報知設備 (300 m ² 未満) 1,170 千円/施設 消防機関へ通報する火災報知設備 (500 m ² 未満) 351 千円/施設	なし

【防災改修事業】

利用者等の安全性確保等の観点から耐震改修、水害対策や老朽化に伴う大規模修繕等を行う事業

施設種別 (定員 29 人以下のものに限る)	補助率	上限額	下限額
小規模ケアハウス等	定額	16,600 千円/施設	80 万円/施設
認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス等		8,330 千円/施設	

【非常用自家発電設備整備事業・水害対策強化事業・給水設備整備事業】

災害による停電・断水時に施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、次の施設の非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修等を行う事業

・非常用自家発電設備整備及び水害対策強化

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費 500万円／施設
小規模ケアハウス等		16,600千円／施設	なし
認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス等		8,330千円／施設	

・給水設備整備

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費 500万円／施設
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模介護医療院、小規模ケアハウス、認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス等			なし

【換気設備設置事業】

感染拡大を防止する観点から換気設備の設置を行う事業

施設種別	補助率	上限額	下限額
入所系の介護施設・事業所	定額	4,310円／㎡ ※面積は「居室」 部分のみ対象	なし

(2) 提出書類

- ・別紙要望書
- ・別紙調書
- ・平面図、位置図、写真（現況及び改修箇所がわかるもの）
- ・見積書 **※2社以上必要**

(3) 参考資料

- (参考1) 交付要綱（国）
- (参考2) 実施要綱案（国）
- (参考3) ハード交付金概要
- (参考4) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について

2 提出期限 令和8年4月20日（月）**期限厳守**

3 提出先 〒680-8571 鳥取市幸町71番地
鳥取市福祉部長寿社会課管理係（担当：田中）

(担当)	
福祉部長寿社会課	
管理係 田中	
Tel	(0857) 30-8211
Fax	(0857) 20-3906
Mail	choju@city.tottori.lg.jp